

令和5年4月

事業者のための

# 大気汚染防止法のとびき

松戸市 環境保全課

## 目 次

1. ばい煙等排出者の義務 .....	1
2. 届出書等の提出先 .....	3
3. ばい煙発生施設 .....	4
4. 一般粉じん発生施設 .....	9
5. 特定粉じん発生施設 .....	12
6. 水銀排出施設 .....	14
7. 特定粉じん排出等作業 .....	17
8. ばい煙量等の測定 .....	28
9. 罰則 .....	30

## 1. ばい煙等排出者の義務

ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、又は設置しようとする者並びに特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（「特定工事」という。）を発注しようとする者（自ら施工する者）は、次の5つの大きな義務があります。各義務を怠ることなく、公害防止に努めてください。

### (1) 施設等の届出の義務

ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、又は設置しようとする者並びに特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（「特定工事」という。）を発注しようとする者（自ら施工する者）は、届出をする義務があります。届出先等の詳細については、p.3～p.27を参照してください。

### (2) 排出基準等を守る義務

排出基準に適合しないばい煙、揮発性有機化合物、水銀及び敷地境界基準に適合しない特定粉じんを排出してはなりません。また、一般粉じん発生施設及び特定粉じん排出等作業については、それぞれ基準遵守義務及び作業基準遵守義務があります。これに違反すると改善命令等の行政措置がとられます。

### (3) ばい煙量等の測定義務

ばい煙排出者は、ばい煙量又はばい煙濃度を、揮発性有機化合物排出者は揮発性有機化合物濃度を、特定粉じん排出者（常時使用する従業員数が20人以下の事業者が設置する事業所を除く。）は特定粉じん濃度を、水銀排出者は水銀濃度を測定してその結果を記録し、3年間保存しておかなければなりません（電子媒体による保存も可）。測定回数等については、p.28～p.29を参照してください。

なお、当該義務があるのは排出基準が適用されている施設等ですが、それ以外の適用が猶予されている施設等についても、大気の汚染防止のため、自主的に測定を行うようお願いいたします。

### (4) 事故時の措置に関する義務

ばい煙発生施設設置者又は特定施設設置者は、ばい煙発生施設又は特定施設について故障・破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、その事故の状況を松戸市長に通報しなければなりません。

ただし、電気事業法に規定する電気工作物又はガス事業法に規定するガス工作物であるばい煙発生施設又は特定施設は適用除外とされ、電気事業法又はガス事業法の相当規定の定めるところによります。

#### ※通報の方法

- 平日 昼間 松戸市 環境保全課 大気騒音係に直接電話してください。  
TEL : 047-366-7337（直通）
- 夜間・休日 下記の連絡先に電話してください。  
TEL : 047-366-7300（松戸市役所本庁守衛室）

## (5) 行政命令等に従う義務

### ア. 改善命令等

#### ○改善命令

排出基準に適合しないばい煙、水銀を継続して排出するおそれがあると認めるとき、揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるとき、及び特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、施設の構造、使用の方法若しくは処理の方法等の改善や、使用の一時停止等が命ぜられます。

#### ○計画変更命令

施設の設置届（新設届）、又は変更届があった場合に、その施設が排出基準に適合しないと認められるときは、その届出をした日から 60 日以内に構造若しくは使用の方法若しくは処理の方法に関する計画の変更又は設置に関する計画の廃止が命ぜられます。

また、特定粉じん排出等作業の届出があった場合、その作業が作業基準に適合しないと認められるときは、その届出をした日から 14 日以内に作業の方法に関する計画の変更が命ぜられます。

#### ○基準・作業基準適合命令

一般粉じん発生施設について構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守していないと認められるとき、また、特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認められるときは、基準に従うべきことが命ぜられ、又は使用の若しくは作業の一時停止が命ぜられます。

### イ. 立入検査

松戸市の職員は、工場・事業場あるいは解体等工事に係る建築物もしくは解体等工事の現場（その他、元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所等）に立ち入り、必要な物件を検査することがあります。その際、職員は身分証明書を提示します。

### ウ. 報告の徴収

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、水銀排出施設、特定粉じん発生施設の設置者又は特定粉じん排出等作業の発注者・受注者（自主施工者）は、その施設又は作業の状況等について報告を求められることがあります。

### エ. 緊急時の措置等

大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害が生ずる恐れのある場合（緊急時）、ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者は、ばい煙排出量、揮発性有機化合物排出量の減少について協力を求められることがあります。

### オ. 罰則

行政命令等に従わない場合は罰せられます。罰則の詳細については、p.30～p.31 を参照してください。

## 2. 届出書等の提出先

松戸市内において、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設、揮発性有機化合物排出施設を設置している場合、又は設置しようとする場合並びに特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（「特定工事」という。）を発注しようとする場合の届出書の提出先は、下記のとおりです。

各施設等の届出方法等については、各提出先にお問い合わせください。

施設等	事業所	提出先
ばい煙発生施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	工場	千葉県 東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課
	事業場※	松戸市 環境部 環境保全課
揮発性有機化合物排出施設	全ての事業所	千葉県 東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課
特定粉じん排出等作業	全ての事業所	松戸市 環境部 環境保全課

※事業場とは、工場（継続的に一定の業務としての物の製造又は加工のために使用される事業所）を除くすべての事業所をいいます。

（例）ビル、事務所、会館、病院、デパート、浴場、クリーニング、廃棄物焼却場等

### 3. ばい煙発生施設

#### (1) 届出に必要な書類とその方法

届出時には、届出に必要な書類等の一式を2部提出してください。

各種届出書様式については、松戸市ホームページ（「公害関係諸届出等について（騒音・振動・悪臭・大気・水質・土壌・地盤沈下）」）からダウンロードが可能ですので、指定の様式を使用してください。添付書類については、任意の様式を使用してください。

なお、工場における届出方法等については、千葉県東葛飾地域振興事務所地域環境保全課にお問い合わせください。

届出の種類	届出の時期	提出期限	届出に必要な書類等	
			届出書様式	添付書類
設置届	新たに施設を設置するとき	工事着手の60日以前	様式第1 別紙1 別紙2 別紙3	（設置届、使用届及び変更届共通） ①ばい煙発生施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②ばい煙処理施設の構造とその寸法を記入した概要図（煙突だけの場合も、その概要図） ③ばい煙発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の説明概要図（工程図） ④ばい煙発生施設とばい煙処理施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図 ⑤煙道の排ガス測定孔（径は10cm程度）の設置箇所を示した図面 ⑥緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法を記載した書類 ⑦工場・事業場への案内図 ⑧ばい煙の発生に係る原材料および燃料の分析表 ⑨ばい煙の計算書
使用届	法改正等により、新たに規制対象に指定された施設を使用しているとき	新たに指定された日から30日以内		（変更届のみ必要とするもの） ⑩変更期日及び変更説明書（変更内容を詳細に説明したもの） ⑪変更内容を説明する書類及び図面（変更の前後の状況を明らかにする図面等）
変更届	設置又は使用届をした施設の使用方法等を変更するとき	工事着手の60日以前		
氏名等変更届	会社や工場の名称等が変更されたり、届出者である代表取締役等が交代したとき	変更後30日以内	他の環境法令との共通様式	—
廃止届	施設の使用を廃止したとき	廃止後30日以内	他の環境法令との共通様式	—
承継届	譲り受け等により会社等を承継したとき	承継後30日以内	他の環境法令との共通様式	—

#### 備考

- 既に届出がされている事業場において、新たにばい煙発生施設を設置する場合は、その都度設置届の提出が必要です。同様に、施設を廃止する場合は、その都度廃止届の提出が必要です。  
また、設置済みの施設を入れ替える場合は、入替に伴い廃止する施設の廃止届と新たに設置する施設の設置届の両方の提出が必要です。
- 予備施設等のほとんど使用しない施設であっても、届出の提出は必要です。

なお、ばい煙発生施設の設置等に伴い、工場等における原燃料の合計が一定以上の場合は、次の計画書の提出も必要です。

**硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱に基づく「硫黄酸化物に係る計画書」**  
**(届出要件：工場等における原燃料の合計が 50L/h 以上)**

計画書の種類	届出の時期	提出期限	届出に必要な書類	
			計画書様式	添付書類
設置計画書	新たに適用施設を設置するとき	ばい煙発生施設の設置等の届出と同時に提出	様式第 1 別紙 1	—
使用計画書	要綱改正等により、新たに適用対象施設に指定された施設を使用しているとき			
変更計画書	適用施設を廃止、承継したり、構造等を変更したり、稼働状況を変更したり、硫黄酸化物排出量の変更を伴うとき			

**千葉県窒素酸化物対策指導要綱に基づく「窒素酸化物に係る計画書」**  
**(届出要件：工場等における原燃料の合計が 2kL/h 以上)**

計画書の種類	届出の時期	提出期限	届出に必要な書類	
			計画書様式	添付書類
設置計画書	新たに適用施設を設置するとき	ばい煙発生施設の設置等の届出と同時に提出	様式第 1 別紙 1	—
使用計画書	要綱改正等により、新たに適用対象施設に指定された施設を使用しているとき			
変更計画書	適用施設を廃止、承継したり、構造等を変更したり、稼働状況を変更したり、硫黄酸化物排出量の変更を伴うとき			

## (2) 届出対象施設

大気汚染防止法施行令別表第1より

項	施設の種類	施設の規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）（注1）	燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が 20t/日以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煨焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が 1t/h 以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が 1 m <sup>2</sup> 以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が 0.5 m <sup>2</sup> 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が 200kg/h 以上であること。
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 6L/h 以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	火格子面積が 1 m <sup>2</sup> 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が 1,000kVA 以上であること。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m <sup>2</sup> 以上であるか、又は焼却能力が 200kg/h 以上であること。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 0.5t/h 以上であるか、火格子面積が 0.5m <sup>2</sup> 以上であるか、羽口面断面積が 0.2m <sup>2</sup> 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 20L/h 以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が 0.1m <sup>3</sup> 以上であること。



項	施設の種類	施設の規模
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が 50kg/h 以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3L/h 以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前 3 項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が 50kg/h 以上であること。
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が 30kA 以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が 80kg/h 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が 10m <sup>2</sup> 以上であるか、又はポンプの動力が 1kW 以上であること。
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が 80kg/h 以上であるか、火格子面積が 1m <sup>2</sup> 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上であること。
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40kVA 以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1m <sup>3</sup> 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4L/h 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 100kg/h 以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が 20t/日以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上であること。
30	ディーゼル機関	

項	施設の種類	施設の規模
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 35L/h（総発熱量 1,406,513kJ(336,000kcal)/h）以上であること。
32	ガソリン機関	

注1) 「熱風ボイラー」とは、サウナ風呂用の空気加熱器（通称エアボイラー）、あるいはクローズドサイクルタイプのガスタービン加熱器等のことです。  
 なお、ボイラーには、アスファルト・プラントの重油加熱炉、吸収式冷温水発生機も含まれます。  
 また、伝熱面積が 10 m<sup>2</sup>未満のボイラーを「小型ボイラー」といいます。

備考「重油換算」

「重油換算量」とは、液体燃料では 10L、ガス燃料では 16 m<sup>3</sup>、固体燃料では 16kg が、重油 10L に相当します（昭和 46 年 8 月 25 日付け環大企第 5 号環境庁大気保全局長通知）。

○ガス機関については次の換算式によってください（平成 2 年 12 月 1 日付け環大規第 384 号環境庁大気保全局長通知）。

重油換算量 (L/h) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (m<sup>3</sup>/h)

換算係数 = 気体燃料の発熱量 (kcal/m<sup>3</sup>) / 重油発熱量 (kcal/L)

ただし、上式の気体燃料の発熱量は総発熱量（高位）を用いることとし、重油の発熱量は 9,600kcal/L とすること。

○ガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であって温度零度及び圧力 1 気圧の下における水素の製造能力が 1,000 m<sup>3</sup>/h 未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）及び燃料電池用改質器については次の換算式によってください（平成 29 年 1 月 6 日付け環水大大発第 1701061 号環境省水・大気環境局長通知）。

重油換算量 (L/h) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (m<sup>3</sup>/h)

換算係数 = 気体燃料の発熱量 (kJ/m<sup>3</sup>) / 重油発熱量 (kJ/L)

ただし、上式の気体燃料の発熱量は総発熱量（高位）を用いることとし、重油の発熱量は 40,000kJ/L とすること。

## 4. 一般粉じん発生施設

### (1) 届出に必要な書類とその方法

届出時には、届出に必要な書類等の一式を2部提出してください。

各種届出書様式については、松戸市ホームページ（「公害関係諸届出等について（騒音・振動・悪臭・大気・水質・土壌・地盤沈下）」）からダウンロードが可能ですので、指定の様式を使用してください。添付書類については、任意の様式を使用してください。

なお、工場における届出方法等については、千葉県東葛飾地域振興事務所地域環境保全課にお問い合わせください。

届出の種類	届出の時期	提出期限	届出に必要な書類等	
			届出書様式	添付書類
設置届	新たに施設を設置するとき	設置の前	様式第3 別紙1（コークス炉） 別紙2（堆積場） 別紙3（コンベヤ等） 別紙4（破碎機、摩砕機及びふるい）	（設置届、使用届及び変更届共通） ①一般粉じん発生施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②一般粉じん処理施設及び発じん防止のための装置（フードを含む）の構造とその寸法を記入した概要図 ③一般粉じん発生及び一般粉じんの処理に係る操業の説明概要図 ④一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理施設を示した工場・事業場配置図 ⑤工場・事業場への案内図
使用届	法改正等により、新たに規制対象に指定された施設を使用しているとき	新たに指定された日から30日以内		（変更届のみ必要とするもの） ⑥変更期日及び変更説明書（変更内容を詳細に説明したもの） ⑦変更内容を説明する書類及び図面（変更の前後の状況を明らかにする図面等）
変更届	設置又は使用届をした施設の使用方法等を変更するとき	工事着手の60日以前		（変更届のみ必要とするもの） ⑥変更期日及び変更説明書（変更内容を詳細に説明したもの） ⑦変更内容を説明する書類及び図面（変更の前後の状況を明らかにする図面等）
氏名等変更届	会社や工場の名称等が変更されたり、届出者である代表取締役等が交代したとき	変更後30日以内	他の環境法令との共通様式	—
廃止届	施設の使用を廃止したとき	廃止後30日以内	他の環境法令との共通様式	—
承継届	譲り受け等により会社等を承継したとき	承継後30日以内	他の環境法令との共通様式	—

## (2) 届出対象施設

大気汚染防止法施行令別表 2 より

項	施設の種類	施設の規模
1	コークス炉	原料処理能力が 50t/日以上であること。
2	鉱物 <sup>注1)</sup> (コークスを含み石綿を除く。以下同じ。) 又は土石の堆積場 <sup>注2)</sup>	面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア (鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が 75 cm以上であるか又はバケットの内容積が 0.03 m <sup>3</sup> 以上であること。
4	破碎機及び摩砕機 (鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 75kw 以上であること。
5	ふるい (鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 15kw 以上であること。

注 1) 「鉱物」とは、鉱業法第 3 条第 1 項に規定されているもの (石綿を除く。) のほか、ボーキサイト、岩塩等の外国産の鉱物、コークス、硫酸焼鉱、鉱石のペレット、化学石こう、カーバイド等をいい、土石には石炭灰も含まれます。

鉱業法 (抄)

(適用鉱物)

第 3 条 この条以下において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クロム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ひ鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄石、石こう、重晶、明ばん石、ほたる石、石綿、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土 (ゼーゲルコーン番号 31 以上の耐火度を有するものに限る。) 及び砂鉱 (砂金、砂鉄、砂すずその他ちゅう積鉱床をなす金属をいう。) をいう。

注 2) 建築現場などで長期 (3 ヶ月以上) にわたって使用する場合は原則として対象になります。

※一般粉じん発生施設の構造等に関する基準

大気汚染防止法施行規則別表 6 より

項	施設の種類	構造等に関する基準
1	法施行令別表第2の1の項に掲げるコークス炉	<p>①装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>②窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の巾が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等設置して行うこと。</p> <p>③消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p>
2	法施行令別表第2の2の項に掲げる堆積場	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <p>①一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>②散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>③防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>④葉液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>⑤前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	法施行令別表第2の3の項に掲げるベルトコンベア及びバケットコンベア	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <p>①一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>②コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。</p> <p>③散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>④防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>⑤前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
4	法施行令別表第2の4及び5に掲げる破碎機、摩砕機、ふるい	<p>次の各号の1に該当すること。</p> <p>①一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>②フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>③散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>④防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>⑤前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

## 5. 特定粉じん発生施設

### (1) 届出に必要な書類とその方法

届出時には、届出に必要な書類等の一式を2部提出してください。

各種届出書様式については、松戸市ホームページ（「公害関係諸届出等について（騒音・振動・悪臭・大気・水質・土壌・地盤沈下）」）からダウンロードが可能ですので、指定の様式を使用してください。添付書類については、任意の様式を使用してください。

なお、工場における届出方法等については、千葉県東葛飾地域振興事務所地域環境保全課にお問い合わせください。

届出の種類	届出の時期	提出期限	届出に必要な書類等	
			届出書様式	添付書類
設置届	新たに施設を設置するとき	工事着手の60日以前	様式第3の2 別紙1 別紙2 別紙3	(設置届、使用届及び変更届共通) ①特定粉じん発生施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②特定粉じん処理施設及び発じん防止のための装置（フードを含む）の構造とその寸法を記入した概要図 ③特定粉じん発生及び特定粉じんの処理に係る操業の説明概要図 ④特定粉じん発生施設及び特定粉じんの処理施設を示した工場・事業場配置図 ⑤工場・事業場への案内図
使用届	法改正等により、新たに規制対象に指定された施設を使用しているとき	新たに指定された日から30日以内		
変更届	設置又は使用届をした施設の使用方法等を変更するとき	工事着手の60日以前		(変更届のみ必要とするもの) ⑥変更期日及び変更説明書（変更内容を詳細に説明したもの） ⑦変更内容を説明する書類及び図面（変更の前後の状況を明らかにする図面等）
氏名等変更届	会社や工場の名称等が変更されたり、届出者である代表取締役等が交代したとき	変更後30日以内	他の環境法令との共通様式	—
廃止届	施設の使用を廃止したとき	廃止後30日以内	他の環境法令との共通様式	—
承継届	譲り受け等により会社等を承継したとき	承継後30日以内	他の環境法令との共通様式	—

## (2) 届出対象施設

大気汚染防止法施行令別表第2の2より

項	施設の種類	施設の規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
2	混合機	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
3	紡織用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
5	研磨機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
6	切削用機械	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
7	破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
8	プレス（剪断加工用のものに限る）	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
9	穿孔機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。

- ・この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のもの除きます。
- ・特定粉じんの敷地境界基準は、特定粉じん発生施設を設置する工場等の敷地境界で10本/L以下です。

## 6. 水銀排出施設

### (1) 届出に必要な書類とその方法

届出時には、届出に必要な書類等の一式を2部提出してください。

各種届出書様式については、松戸市ホームページ（「公害関係諸届出等について（騒音・振動・悪臭・大気・水質・土壌・地盤沈下）」）からダウンロードが可能ですので、指定の様式を使用してください。添付書類については、任意の様式を使用してください。

なお、工場における届出方法等については、千葉県東葛飾地域振興事務所地域環境保全課にお問い合わせください。

届出の種類	届出の時期	提出期限	届出に必要な書類等（必要部数 2部）	
			届出書様式	添付書類
設置届	新たに施設を設置するとき	工事着手の60日以前	様式第3の6 別紙1 別紙2 別紙3	（設置届、使用届及び変更届共通） ①水銀排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図（※） ②水銀等の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図（※） ③水銀排出施設及び水銀等の処理施設の設置場所を示した場内配置図（※） ④水銀等の排出及び水銀等の処理に係る操業の系統の概要（工程図、図面等） ⑤排出ガスの導管に排出ガスの測定箇所が設けられている場合、その場所を明記した書類（※） ⑥緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法を記載した書類 ⑦工場・事業場への案内図（※）
使用届	法改正等により、新たに規制対象に指定された施設を使用しているとき	新たに指定された日から30日以内		（変更届のみ必要とするもの） ⑥変更期日及び変更説明書（変更内容を詳細に説明したもの） ⑦変更内容を説明する書類及び図面（変更の前後の状況を明らかにする図面等）
変更届	設置又は使用届をした施設の使用方法等を変更するとき	工事着手の60日以前		
氏名等変更届	会社や工場の名称等が変更されたり、届出者である代表取締役等が交代したとき	変更後30日以内	他の環境法令との共通様式	—
廃止届	施設の使用を廃止したとき	廃止後30日以内	他の環境法令との共通様式	—
承継届	譲り受け等により会社等を承継したとき	承継後30日以内	他の環境法令との共通様式	—

（※）施行規則様式第1によるばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書を提出している場合に限り、省略が可能な場合があります。



## (2) 届出対象施設

### 大気汚染防止法施行規則別表第3の3

項	施設の種類	規模要件
1	小型石炭混焼ボイラー	施行令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10万リットル未満のもの（石炭を専焼させるものを除く。）
2	石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー	施行令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるもの
3	一次施設 銅又は工業金	施行令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であって銅又は金の精錬の用に供するもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
4	鉛又は亜鉛	施行令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であって鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
5	二次施設 銅、鉛又は亜鉛	施行令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であって銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、24の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の3の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
6	工業金	施行令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であって金の精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	施行令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの
8	廃棄物焼却炉（一般廃棄物焼却炉、産業廃棄物焼却炉、下水汚泥焼却炉）	施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物処理法第8条第1項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号若しくは第13の2号に掲げる施設であって、火格子面積が2平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）
9	水銀含有汚泥等の焼却炉等	廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ホ(2)若しくは同令第6条の5第2号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律第2条第2項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）

#### 備考

1. 一次精錬とは、硫化鉱の重量割合が50%以上である原料・材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉱の重量割合が50%以上である原料・材料を使用して金を精錬するものをいいます。
2. 水銀濃度の測定結果の基準との適否については、表中1、2、7～9の項については下記の式を用いて標準酸素濃度による補正を行い、それ以外の施設については補正しません。（熱源として電気を使用する施設も補正はしない。）

## ※要排出抑制施設

下記の表に示す、水銀排出施設を除く水銀等の排出量が相当程度多い施設（要排出抑制施設）を設置している者は、設置等に伴う届出の必要はありませんが、排出抑制の自主的取組として、単独又は共同で、自ら遵守すべき基準の作成、水銀濃度の測定・記録・保存等の排出抑制措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及びその評価を公表しなければなりません。

### 大気汚染防止法施行令別表第4の2

項	施設の種類
1	製鉄の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）
2	製鋼の用に供する電気炉

## 7. 特定粉じん排出等作業

### (1) 届出に必要な書類とその方法

届出時には、届出に必要な書類等の一式を2部提出してください。

各種届出書様式については、松戸市ホームページ（「公害関係諸届出等について（騒音・振動・悪臭・大気・水質・土壌・地盤沈下）」）からダウンロードが可能ですので、指定の様式を使用してください。添付書類については、任意の様式を使用してください。

届出の種類	届出の時期	提出期限	届出に必要な書類等（必要部数 2部）	
			届出書様式	添付書類
実施届	吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するとき	作業開始の14日以前	様式第3の5別紙1	①特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ②特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ③特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ④下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 ⑤その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故時の連絡体制表</li> <li>・ 養生、更衣室、掲示板、廃石綿等保管場の位置を示した図面</li> <li>・ 施工箇所詳細図（施工箇所の寸法記載）</li> <li>・ 特定建築材料使用面積の算定根拠</li> <li>・ 養生詳細図</li> <li>・ 集じん機の風量計算（使用する場合）</li> <li>・ セキュリティーゾーンの詳細図（使用する場合）</li> <li>・ 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ看板の例示</li> <li>・ 特定粉じん排出（石綿除去）等作業フロー図</li> <li>・ 空気中の石綿濃度測定の実施概要（実施する場合）</li> <li>・ 廃石綿等の処分方法</li> <li>・ 使用資機材の一覧とカタログ等</li> <li>・ 機器整備点検表、作業日報等の様式</li> </ul>

### (2) 届出対象作業

吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材（配管保温材の非石綿部での切断除去を除く。）及び耐火被覆材を使用した建築物等を解体、改造又は補修する作業が届出の対象です。

### (3) 石綿に係るその他の規制内容等

#### ア. 規制対象となる建築材料（特定建築材料）

石綿が 0.1 重量%を超えて含有している全ての建築材料（特定建築材料）が規制対象です。このうち、下表のレベル 1 及び 2 の特定建築材料を使用した建築物等を解体、改造、又は補修する作業は、特定粉じん排出等作業の届出対象となります。

レベル	特定建築材料の種類
レベル 1	吹付け石綿
レベル 2	石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材
レベル 3	石綿含有仕上塗材
	石綿含有成形板等

#### イ. 用語の定義等

用語	定義
建築物	全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含む
工作物	建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもの全て
建築物等	建築物及び工作物
解体等工事	解体、改造又は補修作業を伴う建設工事
特定建築材料	石綿を 0.1 重量%を超えて含有している建築材料
特定粉じん排出等作業	①特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業 ②特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業 ※石綿含有調査のためのサンプリングは対象外です。 ※特定粉じん排出等作業の開始日は、特定建築材料の排出等に係る養生、除去等に係る一連の作業の開始日となります。
特定工事	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
届出対象特定工事	特定工事のうち、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの
元請業者等	元請業者及び自主施工者

#### ウ. 事前調査の実施

建築物等の解体等工事を行う際には、石綿に関する事前調査の実施が必要です。

事前調査とは、建築物等の解体等工事を行う前に、当該建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かを調査することをいいます。

#### ○事前調査の対象

建築物等の規模によらず、全ての解体等工事に対して必要です。事前調査は、解体等工事の元請業者等が行います。

## ○事前調査の方法

事前調査は、「設計図書等の書面による調査」と「現地での目視による調査」が必要です。「設計図書等の書面による調査」及び「現地での目視による調査」により、石綿含有の有無が不明であった場合には、分析による調査が必要です。ただし、「石綿有り」とみなす場合には、分析による調査は不要です。

## ○事前調査を行うことができる者（令和5年10月1日～）

建築物に係る事前調査は、令和5年10月1日以降に解体等工事に着手する工事については、「一定の知見を有する者（調査者等）」が行うことが必要になります。工作物に係る事前調査については、調査者等による事前調査は義務付けられません。

令和5年9月30日以前に着手する工事についても、可能な限り調査者等により事前調査を実施してください。

区分	一定の知見を有する者（調査者等）
建築物	登録規定 <sup>※1</sup> に規定する「一般建築物石綿含有建材調査者」 登録規定 <sup>※1</sup> に規定する「特定建築物石綿含有建材調査者」 上記の者と「同等以上の能力を有すると認められる者 <sup>※2</sup> 」
一戸建て住宅等	上記の者又は登録規定 <sup>※1</sup> に規定する「一戸建て等石綿含有建材調査者」

※1 登録規定：建築物石綿含有建材調査者講習登録規定

※2 「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、義務付け適用前までに、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても、引き続き同協会に登録されている者が該当します。

分析による調査については、石綿障害予防規則の規定により、「適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者」に行わせることが必要となります。

適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者	
1	厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
2	公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランクもしくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
3	一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
4	一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
5	一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
6	一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

○事前調査結果の記録等

元請業者等は、事前調査に関する記録を作成する必要があります。また、事前調査結果に関する記録は、解体等工事が行われている間、工事現場に備え置く必要があります。作成した書類は、解体等工事の終了後、3年間保存が必要です。

事前調査に関する記録 記載事項
①解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②解体等工事の場所 ③解体等工事の名称 ④解体等工事の概要 ⑤事前調査を終了した年月日 ⑥事前調査の方法 ⑦建築物等の設置の工事に着手した年月日 ⑧建築物等の概要 ⑨改造又は補修するときは、対象となる建築物等の部分 ⑩分析による調査を行った箇所 ⑪分析による調査を行った者の氏名及び所属に関する機関又は法人の名称 ⑫各建築材料が特定建築材料に該当するか否か及びその根拠 ⑬書面による調査及び目視による調査を行った者の氏名（※令和5年10月1日から必要）

また、元請業者は、事前調査結果を発注者へ書面で説明する必要があります。報告書面は、解体等工事の終了後、3年間保存が必要です。

発注者への書面説明 記載事項	
<b>【共通事項】</b> ①事前調査の終了年月日 ②事前調査の方法 ③事前調査の結果 ④事前調査を行った者の氏名及び当該者が環境大臣の定める者に該当することを明らかにする事項（※令和5年10月1日から必要）	
<b>【吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の場合】</b> ⑤特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 ⑥作業の種類、実施期間及び方法 ⑦建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ⑧特定工事の工程の概要 ⑨元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ⑩下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 ⑪大気汚染防止法第18条の19に規定する作業方法で行わない理由	<b>【石綿含有仕上塗材、石綿含有成形板等の場合】</b> ⑤特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 ⑥作業の種類、実施期間及び方法 ⑦特定工事の工程の概要 ⑧元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所

さらに、石綿の使用有無に関わらず、事前調査の結果等は、解体等工事が行われている間、公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません（大きさ A3 以上）。

事前調査結果等の掲示 記載事項																																																																																					
①解体等工事の元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②事前調査終了年月日 ③事前調査の方法 ④事前調査の結果 ⑤解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類																																																																																					
<b>【掲示板の例（石綿なしの場合）】</b> 石綿使用なし記入例 ※掲示サイズは(横 420mm 以上、縦 297mm 以上)																																																																																					
<b>建築物等の解体等の作業に関するお知らせ</b>																																																																																					
本工事は、石綿障害予防規則第 4 条の 2 及び大気汚染防止法第 18 条の 15 第 6 項の規定による事前調査結果の報告を行っております。 <sup>※1</sup> 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。																																																																																					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">事業場の名称: ○○○○解体工事作業所</td> <td colspan="2">元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)</td> </tr> <tr> <td>調査終了年月日</td> <td>令和○○年 ○月 ○日</td> <td colspan="2">氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)</td> </tr> <tr> <td>看板表示日</td> <td>令和○○年 ○月 ○日</td> <td colspan="2">○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">解体等工事期間: 令和○○年 ○月 ○日 ~ 令和○○年 ○月 ○日</td> <td colspan="2">住所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">調査方法の概要(調査箇所)</td> <td colspan="2">東京都○○区○-○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる</td> <td>現場責任者氏名</td> <td>○○○○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【調査箇所】建築物全体(1階~3階)</td> <td>連絡場所 TEL</td> <td>03-××××-××××</td> </tr> <tr> <td colspan="2">調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)</td> <td colspan="2">調査を行った者(分析等の実施者)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)</td> <td colspan="2">氏名又は名称及び住所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照</td> <td colspan="2">事前調査・試料採取を実施した者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1~3階 床:ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井:岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、壁:スレートボード⑤</td> <td colspan="2">①日本アスベスト調査診断協会登録者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">外壁 仕上塗材③</td> <td colspan="2">氏名 ○○ ○○ 会員番号 ○○○○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例</td> <td colspan="2">住所:東京都○○区○○-○○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築物の着工日が2006年9月1日以降⑤</td> <td colspan="2">分析を実施した者</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">②○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">住所:埼玉県○○市○○-○○</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">その他事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">⑤材料の製造年月日</td> </tr> </table>		事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)		調査終了年月日	令和○○年 ○月 ○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)		看板表示日	令和○○年 ○月 ○日	○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○		解体等工事期間: 令和○○年 ○月 ○日 ~ 令和○○年 ○月 ○日		住所		調査方法の概要(調査箇所)		東京都○○区○-○		【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる		現場責任者氏名	○○○○	【調査箇所】建築物全体(1階~3階)		連絡場所 TEL	03-××××-××××	調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		調査を行った者(分析等の実施者)		石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)		氏名又は名称及び住所		【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照		事前調査・試料採取を実施した者		1~3階 床:ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井:岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、壁:スレートボード⑤		①日本アスベスト調査診断協会登録者		外壁 仕上塗材③		氏名 ○○ ○○ 会員番号 ○○○○		※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例		住所:東京都○○区○○-○○		建築物の着工日が2006年9月1日以降⑤		分析を実施した者				②○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○				氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○				住所:埼玉県○○市○○-○○				その他事項				調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す				①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明				⑤材料の製造年月日	
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)																																																																																			
調査終了年月日	令和○○年 ○月 ○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)																																																																																			
看板表示日	令和○○年 ○月 ○日	○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○																																																																																			
解体等工事期間: 令和○○年 ○月 ○日 ~ 令和○○年 ○月 ○日		住所																																																																																			
調査方法の概要(調査箇所)		東京都○○区○-○																																																																																			
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる		現場責任者氏名	○○○○																																																																																		
【調査箇所】建築物全体(1階~3階)		連絡場所 TEL	03-××××-××××																																																																																		
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		調査を行った者(分析等の実施者)																																																																																			
石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)		氏名又は名称及び住所																																																																																			
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照		事前調査・試料採取を実施した者																																																																																			
1~3階 床:ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井:岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、壁:スレートボード⑤		①日本アスベスト調査診断協会登録者																																																																																			
外壁 仕上塗材③		氏名 ○○ ○○ 会員番号 ○○○○																																																																																			
※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例		住所:東京都○○区○○-○○																																																																																			
建築物の着工日が2006年9月1日以降⑤		分析を実施した者																																																																																			
		②○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○																																																																																			
		氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○																																																																																			
		住所:埼玉県○○市○○-○○																																																																																			
		その他事項																																																																																			
		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す																																																																																			
		①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明																																																																																			
		⑤材料の製造年月日																																																																																			
注) 工事に係る部分の床面積の合計が 80m <sup>2</sup> 以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合																																																																																					

○事前調査結果の県等への報告(令和4年4月1日～)

元請業者等は、一定規模以上の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、事前調査結果の県等への報告が必要です。報告は、原則として電子システム（石綿事前調査結果報告システム）を利用して行ってください。

区分	事前調査結果の報告が必要な一定規模以上の工事
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体部分の床面積合計が 80m<sup>2</sup>以上の解体工事</li> <li>・請負代金の合計が 100 万円以上の改造又は補修工事</li> </ul>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負代金の合計が 100 万円以上の解体、改造又は補修工事</li> </ul>

- ・対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板です。（令和2年10月7日環境省告示第77号）
- ・解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。
- ・請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税及び廃棄物処理費用を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。

事前調査結果の報告事項
①解体等工事の発注者及び元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
②解体等工事の場所
③解体等工事の名称
④解体等工事の概要
⑤解体等工事の実施の期間
⑥解体等工事が特定工事に該当するときは、特定粉じん排出等作業の開始時期
⑦建築物等の設置の工事に着手した年月日
⑧建築物等の概要
⑨解体の作業の対象となる床面積の合計
⑩解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計
⑪事前調査を終了した年月日
⑫書面による調査及び目視による調査を行った者の氏名（※令和5年10月1日から必要）
⑬分析による調査を行った箇所
⑭分析による調査を行った者の氏名及び所属に関する機関又は法人の名称
⑮各建築材料が特定建築材料に該当するか否か及びその根拠



エ. 作業基準等

○作業計画の作成及び作業の実施等

特定工事の元請業者等は、作業開始前に、以下の作業基準を踏まえた作業計画を作成し、当該計画に基づき作業を行わなければなりません。

大気汚染防止法施行規則別表第7より

項	作業の種類	作業基準
①	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業 (②又は⑤の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ. 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設けること。</p> <p>ロ. 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z 8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ. イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ. 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ. 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ. イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト. 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>

項	作業の種類	作業基準
②	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの (⑤の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ. 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ. 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ. 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
③	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業 (⑤の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ. 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 (ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。)</p> <p>ロ. 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ. 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
④	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料(吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の右欄において「石綿含有成形板等」という。)を除去する作業(①の項から③の項まで及び⑤の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ. 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ. イの方法により特定建築材料(ハに規定するものを除く。)を除去することが技術上著しく困難なとき、又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ. 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるもの(石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種)にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ. 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>

項	作業の種類	作業基準
⑤	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
⑥	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料の除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ. 特定建築材料をかき落とし、切断、又は破砕により除去する場合は①の項右欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は②の項右欄イからハマまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ. 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 ハ. 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、①の項右欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

作業計画 記載事項
①特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②特定工事の場所 ③作業（特定粉じん排出等作業）の種類、実施期間及び方法 ④特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 ⑤特定工事の工程の概要 ⑥建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ⑦元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ⑧下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

また、元請業者等は、特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる事項を表示した掲示板（大きさ A3 以上）を設けなければなりません。

作業に係る掲示板 記載事項

- ① 特定工事の発注者及び元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 届出対象特定工事の場合、届出年月日及び届出先
- ③ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ④ 特定粉じん排出等作業の実施方法
- ⑤ 特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所

【掲示板の例（届出対象特定工事の場合）】

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去等を含む作業（届出対象）記入例 ※掲示サイズは（横 420mm 以上、縦 297mm 以上）

**建築物等の解体等の作業に関するお知らせ**

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告<sup>注1)</sup>、労働安全衛生法第88条第3項（労働安全衛生規則第90条第五号の二）の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。  
石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		発注者または自主施工者	
届出先及び届出年月日	柏 労働基準監督署 千葉県・市(県) 松戸(市)区	令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○-○
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	元請業者(工事の施工者かつ調査者)
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
調査方法の概要(調査箇所)		住所 東京都○○区○-○	
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)		現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-xx-x-xx-xx	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所	
【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~4階 トイレ内PS 保温材③ 1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤		事前調査・試料採取を実施した者 ① 特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○ 分析を実施した者 ② ○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○ その他事項	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	
種類・型式・設置数	・機種:集じん・排気装置 ・型式:○○○-2000 ・設置数:○台	【石綿含有なし】の 排出又は発散の抑制方法 (例)吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法 <sup>注2)</sup> (例)粉状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 <sup>注2)</sup>	
排気能力(m³/min)	○○m³/min(1時間あたりの換気回数4回以上)	備考:その他の事例等の届出年月日 ○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)	
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	HEPAフィルタ ・補修効率:99.97% ・粒子径:0.3µm		
使用する資材及びその種類	・深層用薬液:○○○○ ・固化用薬液:○○○○ ・隔離用シート(厚さ:厚○○mm、その他○○mm) ・接着テープ 等		

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合  
注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

オ. 作業結果の記録等

○作業完了後の確認

元請業者等は、石綿の除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者（石綿作業主任者等）に、当該確認を目視により行わせなければなりません。

○解体等工事に係る作業結果の記録等

元請業者等は、作業結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

作業結果記録 記載事項
①特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所 ③下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 ④特定工事の場所 ⑤作業の種類及び実施した期間 ⑥作業の実施状況 ⑦特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了を確認した年月日、確認の結果、並びに確認を行った者の氏名及び当該者が特定粉じんに関する知識を有する者に該当することを証明する書類の写し 【作業の場所を他の場所から隔離して、作業を行ったとき】 ⑧負圧の状況の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果及び確認をした者の氏名 ⑨集じん・排気装置の正常な稼働を確認した年月日、確認の方法、確認の結果及び確認をした者の氏名 ⑩隔離を解く前の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果及び確認をした者の氏名

また、元請業者は、発注者に対し作業結果を書面で報告し、その写しを3年間保存しなければなりません。

作業結果報告 記載事項
①作業が完了した年月日 ②作業の実施状況の概要 ③特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了の確認を行った者の氏名及び当該者が特定粉じんに関する知識を有する者に該当することを明らかにする事項

## 8. ばい煙量等の測定

ばい煙等排出者は、ばい煙量等を決められた回数及び方法で測定をする必要があります。

### (1) 測定回数

測定項目	施設の規模	測定回数
硫黄酸化物	硫黄酸化物 10m <sup>3</sup> /h 以上を排出するばい煙発生施設	2ヶ月をこえない作業期間ごとに1回以上
	総量規制の対象になる特定工場等で上記のばい煙発生施設	常時測定
ばいじん（ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関、水素製造用改質器、燃料電池改質器に限る）	排出ガス量にかかわらず	5年に1回以上
ばいじん（上記施設を除く）	排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /h 以上のばい煙発生施設（廃棄物焼却炉にあっては焼却能力が4t/h 以上の施設）	2ヶ月をこえない作業期間ごとに1回以上
	排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /h 未満のばい煙発生施設（廃棄物焼却炉にあっては焼却能力が4t/h 未満の施設）	年2回以上 （継続して休止する期間が6ヶ月以上の施設については、年1回以上）
窒素酸化物（水素製造用改質器、燃料電池改質器に限る）	排出ガス量にかかわらず	5年に1回以上
有害物質（窒素酸化物を含む）（水素製造用改質器、燃料電池改質器を除く）	排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /h 以上のばい煙発生施設	2ヶ月をこえない作業期間ごとに1回以上
	排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /h 未満のばい煙発生施設	年2回以上 （継続して休止する期間が6ヶ月以上の施設については、年1回以上）
揮発性有機化合物	排出ガス量にかかわらず	年1回以上
特定粉じん	常時使用する従業員が20人をこえる事業者が設置する事業所	6ヶ月をこえない作業期間ごとに1回以上
水銀（専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉、専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉に限る）	排出ガス量にかかわらず	年1回以上
水銀（上記施設を除く）	排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /h 以上の水銀排出施設	4ヶ月をこえない作業期間ごとに1回以上（※）
	排出ガス量が4万 m <sup>3</sup> /h 未満の水銀排出施設	6ヶ月をこえない作業期間ごとに1回以上（※）

・排出ガス量は「湿り」です。

・当分の間、排出基準を適用しないとされているばい煙発生施設は、測定対象とはなりません。

・水素製造用改質器とは、水蒸気改質方式の改質器であって、温度零度及び圧力1気圧の下における水素の製造能力が1,000 m<sup>3</sup>/h 未満の施設をいいます。

（※）再測定を行った場合は、最後の再測定日から起算します。

(2) 規制基準及び測定方法等

項目	規制基準	規制方法	測定方法	
硫黄酸化物	1 一般排出基準	K 値規制 (排出口の高さに 応じた量)	(1) JIS K 0103 (SO <sub>x</sub> 濃度) と JIS Z 8808 (排出ガス量) (2) JIS K 2301、JIS K 2541、JIS M 8813 (燃料中の S 分) と JIS Z 8762、JIS Z 8763 等 (燃料使用量) (3) 環境大臣が定める方法	
	2 特別排出基準	K 値規制 (排出口の高さに 応じた量)		
	3 総量規制基準	工場単位の量規制		
	4 季節による 燃料使用基準	燃料の硫黄含有率	JIS K 2301、JIS K 2541、JIS M 8813 等	
	5 指定地域の 燃料使用基準			
ばいじん	排出基準	施設の種類、規模 ごとの排出濃度	JIS Z 8808 (ばいじん濃度) とオルザット ガス分析装置を用いる吸収法又は同等 の方法 (残存 O <sub>2</sub> 濃度)	
有害物質	カドミウム及び その化合物	排出基準	施設の種類ごとの 排出濃度	JIS K 0083
	塩素 塩化水素	排出基準	施設の種類ごとの 排出濃度	塩素 : JIS K 0106 塩化水素 : JIS K 0107
	弗素 弗化水素等	排出基準	施設の種類ごとの 排出濃度	JIS K 0105
	鉛及びその 化合物	排出基準	施設の種類ごとの 排出濃度	JIS K 0083
	窒素酸化物	1 排出基準	施設の種類、規模 ごとの排出濃度	JIS K 0104 (NO <sub>x</sub> 濃度) とオルザットガ ス分析装置による吸収法又は同等の方法 (残存 O <sub>2</sub> 濃度) (1) JIS K 0104 (NO <sub>x</sub> 濃度) と JIS Z 8808 (排出ガス量) (2) 環境大臣が定める方法
2 総量的規制 (要綱)		工場単位の量規制		
揮発性有機化合物	排出基準	施設の種類、規模 ごとの排出濃度	環境省告示第 61 号の別表第 1 に基づく 方法	
水銀	排出基準	施設の種類、規模 ごとの排出濃度	環境省告示第 94 号に基づく方法 <sup>(※1)</sup> <sup>(※2)</sup>	

・ 環境大臣が定める方法

(1) SO<sub>x</sub> : JIS K 0103 (SO<sub>x</sub> 濃度) と (3) に掲げる方法 (排出ガス量)

(2) NO<sub>x</sub> : JIS K 0104 (NO<sub>x</sub> 濃度) と (3) に掲げる方法 (排出ガス量)

(3) 排出ガス量の測定方法 : (ア) JIS B 8222、JIS Z 8808 (理論乾きガス量、理論空気量、空気比) と JIS Z 8762 等 (燃料使用量)  
(イ) JIS Z 8808 により測定した排出ガス量と出力の大きさの相関関係を用いる方法

(※1) ガス状水銀と粒子状水銀をそれぞれ測定し、その濃度の合計により排出基準への適合を判断します。測定の結果が排出基準を超えた場合は、「再測定」を行う必要があります。

【再測定の方法】

① 定期測定の結果が排出基準の 1.5 倍を超える場合は測定の結果を得てから 30 日以内、1.5 倍以下の場合は同日から 60 日以内に 3 回以上の再測定を実施して、結果を得ること

② 初回の定期測定結果を含めた計 4 回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価すること

(※2) 連続する 3 年の間において、構造等の変更届出がなく、また継続して定期測定を行い、下記の①～③のいずれかを満たす場合は、粒子状水銀の測定を省略できます。ただし、省略の条件を満たすことが確認できた場合であっても、その時点から 3 年を超えない期間に 1 回以上の頻度でガス状水銀及び粒子状水銀の測定を行い、継続して条件を満たしていることの確認が必要です。

【粒子状水銀の測定の省略の条件】

① 粒子状水銀の濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満であること

② 測定結果の年平均が 50µg/m<sup>3</sup>未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が 5%未満であるもの

③ 測定結果の年平均が 50µg/m<sup>3</sup>以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が 5%未満であり、かつ粒子状水銀の濃度が 2.5µg/m<sup>3</sup>未満であるもの

## 6. 罰則

ばい煙排出者等が遵守すべき義務を怠った場合、次のように罰せられますので、注意してください。

適用	対象	罰則
1. 計画変更命令又は改善命令に違反した場合	ばい煙	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	揮発性有機化合物	
	特定粉じん	
	水銀	
2. 排出（総量規制）基準に違反した場合	ばい煙	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 （ただし、過失で排出基準違反の場合は3月以下の禁固又は30万円以下の罰金）
3. 事故時の措置命令に違反した場合	ばい煙	
	特定施設	
4. 基準適合命令に違反した場合	一般粉じん	
5. 計画変更命令又は作業基準適合命令に違反した場合	特定粉じん排出等作業	
6. 緊急時の措置命令に違反した場合	—	
7. 新設の又は作業の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	ばい煙	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	揮発性有機化合物	
	特定粉じん	
	特定粉じん排出等作業	
	水銀	30万円以下の罰金
8. 特定建築材料（うち、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材）の除去等の方法に違反した場合	特定粉じん排出等作業	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
9. 変更の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	ばい煙	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	揮発性有機化合物	
	特定粉じん	
	水銀	
	一般粉じん	30万円以下の罰金
10. 既設施設の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	ばい煙	30万円以下の罰金
	揮発性有機化合物	
	一般粉じん	
	特定粉じん	
	水銀	



適用	対象	罰則
11. 工事实施の制限に違反した場合	ばい煙	30 万円以下の罰金
	揮発性有機化合物	
	特定粉じん	
	水銀	
12. 虚偽の報告をしたり、立入検査を拒み妨げた場合	ばい煙	30 万円以下の罰金
	揮発性有機化合物	
	一般粉じん	
	特定粉じん	
	特定粉じん排出等作業	
水銀		
13. ばい煙量等の測定の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合	ばい煙	30 万円以下の罰金
	水銀	
14. 氏名等の変更届、施設の廃止届、承継届、特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要があった場合の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	ばい煙	10 万円以下の過料
	揮発性有機化合物	
	一般粉じん	
	特定粉じん	
	特定粉じん排出等作業	
	水銀	

事業者のための大気汚染防止法のとびき

令和5年4月

松戸市 環境部 環境保全課  
松戸市根本 387-5 新館 6階  
047-366-7337